事 前 協 議 一 覧

2026.10月　No.1

事　前　協　議	窓　　口	電 話 番 号	備　　考
建築基準法第43条	建築指導課 建築指導G	0178-43-9137	道路と敷地との間に水路がある(水路またぎ)場合等、許可が必要
建築基準法第44条	〃	〃	道路内の建築
建築基準法第85条	〃	〃	仮設建築物に対する緩和を受ける場合の許可 （仮設興行場、博覧会建物、仮設店舗等）
建築基準法第42条 第１項第五号	〃	〃	道路位置指定 ★市HP「八戸市道路位置指定に関する様式」参照
建築基準法第86条	〃	〃	一団地・連担団地認定
道路の確認	〃	〃	建築基準法第42条の道路に接道しているか ★市HP「八戸市公開地理情報システムでの建築基準法上の道路の調べ方」参照 （法第42条第1項第1号、第1項第2号、第1項第5号 道路）
建設リサイクル法	〃	〃	建築物の80㎡以上の解体、500㎡以上の新増築の場合等、届出が必要
八戸ニュータウン(第一地区) 建築協定＜法認可＞	〃	〃	東白山台３丁目の一部
八戸市水産加工団地 建築協定＜法認可＞	〃	〃	市川町字下揚の一部、市川町字下中平沖の一部 協議先:八戸水産加工団地協同組合（0178-52-6611）
バリアフリー法 （高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）	建築指導課 建築審査G	0178-43-9438	特別特定建築物の基準適合義務等
青森県 福祉のまちづくり条例	〃	〃	特定施設(一定規模以上の施設)で新築・増築・改築・新設等をする場合 ★県ＨＰ「青森県バリアフリーマップ　整備ﾏﾆｭｱﾙ」参照
ラブホテル建築等 規制条例	〃	〃	旅館業法に規定する「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」の用に供する建築物が該当 ★市HP「八戸市ラブホテル建築等規制条例」参照
特別用途地区 （大規模集客施設制限地区） 建築基準法第49条第1項	〃	〃	特別用途地区（市内準工業地域）で、指定された用途の床面積１万㎡超を制限 ★市HP「八戸市例規集」→「八戸市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」参照
中高層等条例	〃	〃	★市HP「八戸市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」参照
中高層建築物日影 規制条例	〃	〃	★市HP「八戸市中高層建築物日影規制条例」参照
八戸市災害危険区域内 建築制限	〃	〃	八戸市南郷に３ヶ所指定 ①巻区域(島守字上巻・帳塚の一部) ②相畑１号区域(島守字相畑の一部) ③古里区域(島守字古里・沢子頭の一部)
壁面線	〃	〃	★市HP「壁面線の指定」参照
建築物省エネ法	〃	〃	「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に規定する届出・認定・適合性判定等 ★市HP「建築物省エネ法」参照
市街化区域内の 開発行為	建築指導課 開発指導G	0178-43-9136	敷地面積1,000㎡以上の区画形質の変更を伴う建築等
市街化調整区域内の建築等	〃	〃	区画形質の変更の有無に関わらず要件の審査が必要
国土利用計画法	〃	〃	市街化区域2,000㎡以上 市街化調整区域5,000㎡以上 都市計画区域外(南郷)１万㎡以上　　の土地売買
消防法関係	消防本部 予防課	0178-44-2133	

※「別表」「別図」は課のカウンターにあります。

事 前 協 議	窓　口	電話番号	備　　考
住居表示	市民課	0178-43-9194	住居表示実施地区に建物を新改築する際には届出・申請が必要 ★市HP「住居表示について」参照
都市計画情報	都市政策課	0178-43-9420	用途地域/建蔽率/容積率/防火・準防火地域/　等 ★市HP「八戸市公開地理情報システム」参照
地区計画	〃	〃	沼館地区/八戸ﾊｲﾃｸﾊﾟｰｸ地区/八戸新都市地区/卸センター地区/田向地区/八戸駅西地区/尻内島田地区/下田屋前上沢巻目線沿線地区/沼館第二地区/八戸北ｲﾝﾀｰ第2工業団地地区 ★市HP「地区計画」参照
都市計画道路確認	〃	〃	敷地の一部が都市計画道路の計画区域内に含まれており、かつ、申請建築物や工作物が都市計画道路に支障がない場合 ★市HP「都市計画道路確認」参照
都市計画法第53条許可	〃	〃	下記区域内で建築行為(※対象規模内)を行う場合 ・都市計画道路事業の予定区域 ・土地区画整理事業の予定区域(売市第三地区) ・ポンプ場の建設予定区域 ★市HP「都市計画法第53条第1項の許可」参照
高度地区	〃	〃	高さ10m制限　※八戸赤十字病院周辺エリア
高度利用地区	〃	〃	十三日町・十六日町地区の再開発事業の施行区域内
立地適正化計画 (都市再生特別措置法)	〃	〃	八戸市立地適正化計画における〝都市機能誘導区域〟・〝居住誘導区域〟以外で一定規模以上の開発行為、建築行為を行う場合 ★市HP「立地適正化計画の届出制度について」参照
駐車施設附置届	〃	〃	商業地域・近隣商業地域内 特定用途の床面積が2,000㎡を超える建築物 ★市HP「駐車施設の附置義務条例」参照
景観条例	〃	〃	市内全域の大規模建築物等の行為は届出が必要 （是川ｴﾘｱの一部に是川景観重点地区） ★市HP「景観計画区域内行為の届出」参照
屋外広告物条例	〃	〃	屋外広告物を設置する場合の許可 ★市HP「屋外広告物について」参照
農地転用	農政課	0178-43-9448	申請地の地目が“農地”の場合 ★市HP「農地転用に関する問い合わせについて」参照
国指定の史跡	社会教育課	0178-43-9465	★市HP「史跡・名勝・天然記念物の現状変更許可申請」参照 ※根城跡・是川石器時代遺跡・長七谷地貝塚・丹後平古墳群
埋蔵文化財・遺跡	〃	〃	★市HP「遺跡の取り扱いについて」参照
名勝種差海岸	〃	〃	★市HP「史跡・名勝・天然記念物の現状変更許可申請」参照 ※種差海岸周辺エリア
天然記念物 「蕪島ウミネコ繁殖地」	〃	〃	★市HP「史跡・名勝・天然記念物の現状変更許可申請」参照 ※蕪島周辺エリア
三陸復興国立公園	八戸自然保護官事務所	0178-73-5161	★環境省ＨＰ「国立公園」参照
準用・普通河川沿の確認	港湾河川課	0178-43-9386	★市HP「八戸市内の河川について」参照
土地区画整理法 第76条許可	駅西区画整理事業所	0178-70-7555	八戸駅西土地区画整理事業区域 ★市HP「駅西区画整理事業所」参照

※「別表」「別図」は課のカウンターにあります。

事　前　協　議	窓　　口	電話番号	備　　考
工場立地法に基づく 届出	産業労政課	0178-43-9048	製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱、太陽光発電は除く)の工場で、敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上が対象 ★市HP「工場立地法の届出について」参照
八戸ハイテクパーク GREEN協定	〃	〃	北インター工業団地１丁目の一部 ＜任意の建築協定＞建築行為に対して規制あり ★市HP「環境景観形成協定について」参照
八戸北ｲﾝﾀｰ工業団地環境 景観形成協定	〃	〃	北インター工業団地１～６丁目の一部 ＜任意の建築協定＞建築行為に対して規制あり ★市HP「環境景観形成協定について」参照
八戸北インター第２工業団 地環境景観形成協定	〃	〃	★市HP「環境景観形成協定について」参照
協同組合八戸総合卸ｾﾝﾀｰ 建築協定	協同組合八戸総合卸センター	0178-28-0311	卸センターエリア　＜任意の建築協定＞
協同組合八戸流通基地 建築協定	協同組合八戸流通センター	0178-27-9700	八戸流通センターエリア　＜任意の建築協定＞
公害対策	環境保全課	0178-43-9107	★市HP「公害対策」参照
生活環境	〃	〃	ex) 電波障害の防止(第９条)高さ10mを超える建築物 ★市HP「八戸市生活環境保全条例」参照
浄化槽	〃	〃	★市HP「浄化槽」参照
下水道処理区域	下水道業務課	0178-44-8258	★市HP「浄化槽処理促進区域の指定について」参照
上水道	八戸圏域 水道企業団	0178-70-7000	★八戸圏域水道企業団HP　参照
ごみ集積所設置等申請	清掃事務所	0178-27-4511	ごみ集積の新設・移設・廃止する場合 ★市HP「ごみ集積所設置等申請書」参照
特定建築物の届出 （建築物における衛生環境 の確保に関する法律）	衛生課 生活衛生G	0178-38-0719	特定建築物（興行場・店舗・事務所等：3,000㎡以上、学校：8,000㎡以上） ★市HP「特定建築物について」参照
旅館業に関する 申請・届出	〃	〃	旅館・ホテル・簡易宿所・下宿 ★市HP「旅館業(旅館・ﾎﾃﾙ・簡易宿所・下宿)に関する申請・届出」参照
			八戸市内の住宅で民泊サービスを実施する場合、①又は②の手続きが必要 ①旅館業法の許可　②住宅宿泊事業法の届出 ※①の許可が必要となる場合は、 ★市HP「八戸市ラブホテル建築等規制条例」参照
興行場に関する 申請・届出	〃	〃	興行場（映画館・演劇・音楽・スポーツ・演芸など公衆に見せ、又は聞かせる施設） ★市HP「興行場に関する申請・届出」参照
公衆浴場に関する 申請・届出	〃	〃	★市HP「公衆浴場に関する申請・届出」参照
★その他、理容所・美容所・クリーニング所に関する申請・届出もある。			

※「別表」「別図」は課のカウンターにあります。

事　前　協　議	窓　　口	電 話 番 号	備　　考
医事関係の各種手続き	保健総務課 医事薬事G	0178-38-0707	・診療所、助産所 ・施術所(あん摩ﾏｯｻｰｼﾞ指圧・はり・きゅう、柔道整復) ・歯科技工所 ・衛生検査所 ★市HP「医事」参照
薬事関係の各種手続き	〃	〃	・薬局、薬局製剤製造販売業・製造業 ・店舗販売業 ・医療機器販売業・貸与業 ・管理者兼務 ★市HP「薬事」参照
毒物・劇物関係の 各種手続き	〃	〃	・毒物劇物販売業 ・毒物劇物業務上取扱者 ★市HP「毒物・劇物」参照
医療法・医薬品医療機器等法・毒物劇物取締法	〃	〃	病院・医薬品卸売販売業・医薬品等製造業/製造販売業・毒物劇物製造業
津波災害計画区域	災害対策課 地域防災G	0178-43-9225	津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の規定に基づく津波災害警戒区域 ★市HP「津波ハザードマップ」参照
土砂災害警戒区域	〃	〃	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン) 土砂災害警戒区域(イエローゾーン) 市HP「津波ハザードマップ」参照
急傾斜地崩壊危険区域 （「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の規定に基づき知事が指定した土地）	(県)三八県土整備事務所 河川砂防施設課	0178-27-5154	急傾斜地崩壊危険区域において、 水の浸透を助長する行為、のり切、切土、立木竹の伐採、工作物の設置等の行為が制限されます。
臨港地区	(県)三八県土整備事務所 八戸港管理所	0178-21-2280	床面積合計≧2,500㎡ 敷地面積≧5,000㎡等
大規模小売店舗立地法	(県)商工労働部 商工政策課	017-734-9369	対象：店舗面積が1,000㎡を超える小売店舗
風営法	八戸警察署 生活安全課	0178-43-4141	
航空法	海上自衛隊 第二航空群 司令部	0178-28-3011 (内線：2231)	八戸飛行場周辺に設置される建造物 ★八戸航空基地HP「飛行場制限表面に係る申請・問い合わせ」参照
特別高圧送電線下	東北電力八戸 技術ｾﾝﾀｰ送電課	0178-43-2511	
伝搬障害防止区域における高層建築物等の指定行為にかかる届出	東北総合通信局 無線通信部 陸上課	022-221-0611	伝搬障害防止区域内の地上高31m以上の建築物・工作物の指定行為にかかる届出 ★総務省HP「伝搬障害防止区域図縦覧」参照 ★総務省HP「電波伝搬障害防止制度のご案内」参照 電波法　第102条の2、第102条の3
新規給油所	東北経済産業局	022-221-4934	
用水路	各土地改良区		水路利用許可
道路占用許可	道路管理者		
八戸航空路 監視レーダー付近	国土交通省 東京航空局 仙台空港事務所	022-383-1298	
鉄道に近接して工事等を行う場合	東日本旅客鉄道㈱盛岡支社	最寄りの 技術センター	JR東日本　青森保線技術センター（017-781-1200） JR東日本　八戸保線技術センター（0178-27-2218）

※「別表」「別図」は課のカウンターにあります。